

東京総合医療ネットワーク運営協議会 会費規則

第1条 本規則は、要綱第7条の規定により、東京総合医療ネットワーク運営協議会（以下、本協議会）の会費に関して必要な事項を定めるものとする。

第2条 本協議会の入会金は無料とする。

第3条 本協議会の会費は、下表の金額とする。

会員区分	医療機関区分	会費（年額）	会費（月額換算）
正会員	A会員（病院）	96,000円	8,000円
	B会員（診療所）	30,000円	2,500円
賛助会員		240,000円	20,000円

2 会費は、年額制とし、一事業年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに発生する。

3 正会員の会費は、地域医療連携システム等の準備・接続が完了し、東京総合医療ネットワークとの連携が可能となった翌月より発生する。

4 事業年度の途中で入会した賛助会員の会費は、入会した月の翌月より発生する。

5 前2項の場合の会費は、会費が発生した月から年度末までの月割額を合計した額をその年度の会費とする。

6 事業年度の途中で医療機関区分の変更があった場合は、変更後の翌年度から新たな区分の会費を適用する。

第4条 会員は、本協議会の請求により、事業年度ごとに会費を一括払いしなければならない。

第5条 要綱第9条に定めるとおり、協議会は、会員がその資格を喪失しても既納の会費その他の負担金等はこれを返還しない。

第6条 正会員が本協議会の定める期日までに会費を納入しない場合、本協議会運営委員会は当該正会員の東京総合医療ネットワークの利用を停止することができる。

第7条 会費の徴収方法等、この規則を施行するにあたって必要な細則は、本協議会運営委員会で定めるものとする。

第8条 この規則の変更は、本協議会運営委員会で審議の上、要綱第7条及び第13条第3号に基づき、総会の決議、承認を必要とする。

附則

第1条 この規則は、平成30年10月4日から施行する。

第2条 第3条の規定にかかわらず、平成30年度の正会員の会費は無料とする。